

町田市新型インフルエンザ等 対策行動計画

2017 年 4 月
町田市

目次

はじめに	1
第1章 総論	3
1 基本的な方針	3
2 対策の目的	5
3 被害想定	6
4 発生段階の考え方	8
5 対策実施における留意点	10
第2章 役割分担及び実施体制	12
1 基本的な責務	12
2 市の実施体制	14
第3章 対策の基本項目	19
1 サーベイランス・情報収集	19
2 情報提供・共有	19
3 住民相談	22
4 感染拡大防止	25
5 予防接種	27
6 医療	30
7 市民生活及び市民経済の安定の確保	32
第4章 各発生段階における基本項目別対策	35
1 未発生期	35
2 海外発生期	39
3 国内発生早期（都内未発生）	43
4 都内発生早期	47
5 都内感染期	52
6 小康期	58
用語解説	61

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の背景及び目的

新型インフルエンザ¹は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルス²とは性質が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック³）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症⁴の中でも、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に、社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）は、こうした背景のもと、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、「感染症法」という。）等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図り、もって国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

このため、特措法では、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めている。

2 国における取組み及び特措法制定に至る経緯

国は2005年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じ、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。その後、数回の部分的な改定を行い、2008年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」により新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、2009年2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定している。

2009年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）⁵が発生して、世界的な大流行となり、日本でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計された。この病原体

巻末の用語解説参照

- ¹ 新型インフルエンザ
- ² インフルエンザ
- ³ パンデミック
- ⁴ 新感染症
- ⁵ 新型インフルエンザ（A/H1N1）

は、感染力は強いものの病原性⁶は弱く、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率⁷は 0.16（人口 10 万対）と、低い水準にとどまった。

しかし、病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などが見られた。また、集会等の社会活動の混乱や予防接種体制の教訓・課題等が明らかになった。これらを受け、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、2011 年 9 月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、対策の実効性をより高めるため、2012 年 4 月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定された。

3 国及び東京都の行動計画の策定

2013 年 6 月、国は、特措法第 6 条に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を策定する際の基準となるべき事項を定めた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）を策定した。

東京都（以下、「都」という。）においても、2013 年 11 月、特措法第 7 条に基づき、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「東京都行動計画」という。）を策定し、政府行動計画と同様、基本的な方針や実施する対策を示すとともに、市区町村がその行動計画を策定する際の基準となるべき事項を定めている。

なお、政府行動計画及び東京都行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すという性格を有している。

4 町田市の行動計画の策定

町田市（以下、「市」という。）では、2009 年 9 月に、国及び都の動向や、新型インフルエンザ(A/H1N1)における経験を踏まえ、「町田市新型インフルエンザ基本的対策方針」を策定した。

特措法の施行に伴い、政府行動計画や東京都行動計画が新たに策定されたことを踏まえ、特措法第 8 条に基づき、新たに「町田市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「町田市行動計画」という。）を策定する。

なお、町田市行動計画の策定により、「町田市新型インフルエンザ基本的対策方針」は廃止とする。

巻末の用語解説参照

⁶ 病原性

⁷ 死亡率

第1章 総論

1 基本的な方針

(1) 根拠及び市の計画等との位置づけ

- ・ 町田市行動計画は、特措法第8条に基づき策定する。
- ・ 町田市行動計画の策定に際しては、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」や町田市保健医療計画「まちだ健康づくりプラン」など、関連する計画等との整合性を図る。

(2) 対象とする感染症

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下、「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

これらを本方針の対象とする感染症とし、「新型インフルエンザ等」と定義する。

(3) 町田市行動計画の考え方と位置づけ

特措法では、市町村は都道府県行動計画に基づいて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を策定することが求められている。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、特措法、感染症法、その他の法令等に基づき新型インフルエンザ等への対策を実施することになる。対策の実施に際しては、国が新型インフルエンザ等対策本部（以下、「政府対策本部」という。）の下で新型インフルエンザ等への基本的な対処方針（以下、「基本的対処方針」という。）を決定し、都及び市は、決定された基本的対処方針に基づき、それぞれが定めた行動計画により、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することが求められることとなる。

そこで、本計画は、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や、未発生の時期から発生段階に応じて、市が実施する対策を示すものとして策定している。なお、政府行動計画及び東京都行動計画同様、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合にも弾力的な運用ができるよう、各対策は選択肢として設定している。

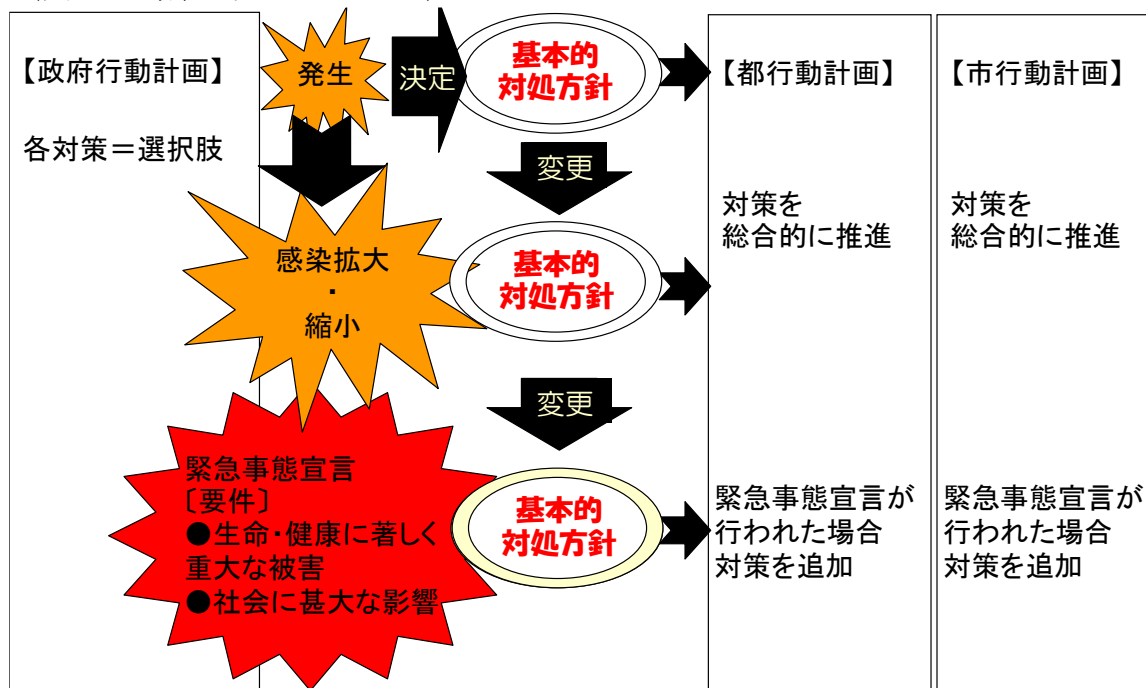
また、本計画では、国、都、指定（地方）公共機関、医療機関、事業者及び市民の役割を記載し、市における新型インフルエンザ等への対策が緊密に連携して推進されるよう図るものとする。

加えて、神奈川県との県境であるという市の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。

このため、行動計画を策定する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見を聞くこととする。

なお、市における対策の実施については、「町田市新型インフルエンザ等対策会議」及び、国の緊急事態宣言が行われた場合等には、「町田市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、国の基本的対処方針に基づき、町田市行動計画による対策を決定する。

（図1 対策の実施プロセス）



（4）計画の推進

- ・ 町田市行動計画には、国及び都の動向を踏まえ、最新の科学的な知見を取り入れていく。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から研修や訓練を通じ、発生時の対応能力を高めていく。
- ・ 計画の実効性を高め具体的な対策とするため、個別計画やマニュアルを作成するなど、内容の充実を図る。

(5) 計画の改定

- ・ 計画を検証し、必要に応じて計画の改定を行う。なお、計画を改定する際には、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者から意見を聴き、行う。また、行動計画を改定した場合には、町田市議会及び都道府県知事に報告するとともに、公表する。

2 対策の目的

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、本人や家族が患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

これらのことから、以下の2点を対策の目的とする。

— 新型インフルエンザ等の対策の目的 —

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

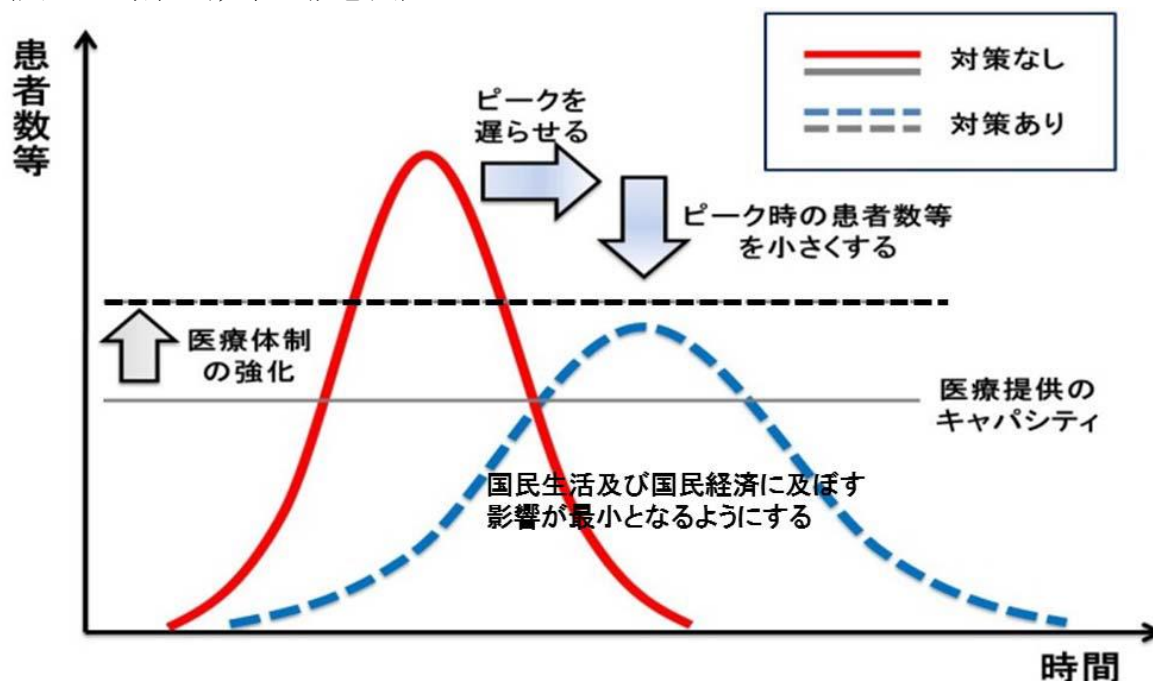
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、地域における医療体制の整備や国におけるワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の整備・実施等により、医療の提供の業務及び市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

(図2 対策の効果 概念図)



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定）

3 被害想定

(1) 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ⁸（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率⁹となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、

巻末の用語解説参照

⁸ 鳥インフルエンザ

⁹ 致命率

社会環境など多くの要素に左右される。また、当初はその知見が十分に得られないことから、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

そのため、町田市行動計画の策定に際しては、有効な対策を考える上での被害想定として、町田市が大都市部と同様の特徴を備えていることや、医療体制・サーベイランス¹⁰に関しては都の仕組みが運用されることなどから、都に準じて患者数等の流行規模に関する数値を置くこととする。なお、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討する。また、推計にあたっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬¹¹等による介入の影響（効果）、医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

なお、市の被害想定は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータに基づいた国や都の予測を参考に、一つの例として次のように算出する。

<被害想定算出のための前提となる事項>

- 健康被害の数値については、東京都行動計画に準じ、市民（仮定人口 42 万人）の全人口の約 30% がり患するものとして流行予測を行い、り患した患者が全て医療機関を受診するものと仮定する（政府行動計画では、全人口の 25% がり患すると想定）。
- ピーク時の健康被害の数値に関しては、都の想定に基づき、都の人口に占める市の人口比 3.2% から算出する（「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」、及び「町田市住民基本台帳世帯と人口」2013 年 1 月 1 日現在）。

（表 1 都及び市の被害想定）

被害想定		東京都	町田市
流行予測による健康被害	患者数	3,785,000 人	126,000 人
	外来受診者数	3,785,000 人	126,000 人
	入院患者数	291,200 人	9,690 人
	死亡者数		
	（インフルエンザ関連死亡者数）※	14,100 人	470 人
流行予測によるピーク時の健康被害	1 日新規外来患者数	49,300 人	1,580 人
	1 日最大患者数	373,200 人	11,950 人
	1 日新規入院患者数	3,800 人	130 人

（※都の被害想定：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」より）

※インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循

巻末の用語解説参照

¹⁰ サーベイランス

¹¹ 抗インフルエンザウイルス薬

環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする間接的な死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

(2) 社会への影響

新型インフルエンザ等が、発生した場合には、被害想定のような健康被害とともに社会的な影響が生じることとなる。国は、社会的影響に関する一つの例として、以下の想定をしている。

- ・ 「国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。」
- ・ 「ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。」

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、感染の発生段階に応じて講じるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

東京都行動計画においては、政府行動計画で定める地方の発生段階（未発生期、海外発生期、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期及び小康期）の区分にあわせた6区分を基本としている。また、地域の発生段階（地域未発生期、地域発生早期及び地域感染期）については、都における発生段階であるため、名称を国内発生早期、都内発生早期及び都内感染期と定めている。

市は保健所設置市として、地域医療体制の確保や感染拡大防止に関し、都に準じた役割が求められており、都の対策と整合性の取れた対応が必須である。そのため、東京都行動計画と同じ発生段階を設定し、都内感染期における医療体制についても都に合わせて詳細なステージ別の区分（第1ステージ「通常の院内体制」、第2ステージ「院内体制の強化」、第3ステージ「緊急体制」）を設定した。

なお、政府行動計画で定める発生段階の移行は、病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、必要に応じて国の基本的対処方針を変更し、公示される。東京都行動計画で定める発生段階の移行については、必要に応じて都が国と協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下、「都対策本部」という。）（本部長=東京都知事）において決定される。

(表2 町田市行動計画における発生段階の区分)

政府行動計画		東京都行動計画 町田市行動計画		状態	
国	地方				
未発生期				新型インフルエンザ等が 発生していない状態	
海外発生期				海外で新型インフルエンザ等が 発生した状態	
国内 発生早期	地域 未発生期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが 全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、 都内では患者が発生していない状態	
	地域 発生早期	都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生している が、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内 感染期	地域 感染期	都内 感染期	<医療体制>	都内で 新型インフルエンザ等の 患者の接触歴が 疫学調査で 追えなくなった状態	患者の接触歴が疫学調査 で追えなくなり、入院勧 告体制が解除された状態
			第1ステージ (通常の院内体制)		
			第2ステージ (院内体制の強化)		流行注意報発令レベル (10人／定点)を目安とし、 入院サーベイランス等の 結果から入院患者が 急増している状態
			第3ステージ (緊急体制)		流行警報発令レベル (30人／定点)を目安とし、 更に定点上昇中、かつ 入院サーベイランス等の 結果から 病床がひっ迫している状態
小康期				新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、 低い水準でとどまっている状態	

※流行注意報発令レベル、警報発令レベルの設定は、現行の季節性インフルエンザの
流行期と同様の設定である。

5 対策実施における留意点

市内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、感染拡大防止に係る入院措置や国の緊急事態宣言が行われた場合に行う特措法第 46 条に基づく住民接種の実施や、市民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して効果・必要性とリスクを十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格への留意

新型インフルエンザ等が発生した場合であっても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

市対策本部は、都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。この際、市対策本部長（=市長）は、都対策本部長（=東京都知事）に対し、必要に応じ新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うように要請する。

また、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、近隣自治体及び関係行政機関、指定（地方）公共機関などとの情報共有及び連携は重要であるため、新型インフルエンザ等の発生段階別に、相互に協力しながら対策を推進する。

(4) 記録の作成・保存及び公表

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

なお、記録の公表に際しては、町田市個人情報保護条例等に留意する。

(5) 事業継続のための準備

新型インフルエンザ等対策を実施していくためには、感染規模が拡大するような感染期においても、市の危機管理体制を維持し対策を継続することが非常に重要である。このことを踏まえ、各部署の事業継続計画（BCP）を整備し、市職員に周知・徹底を図る。

第2章 役割分担及び実施体制

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、市区町村、医療機関、事業者、市民等各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民の生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがかり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関¹²は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 東京都

平常時には、東京都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備等、対策を推進する。

また、感染症法等に基づき、感染症の発生動向の監視を行う。

巻末の用語解説参照

¹² 指定行政機関

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など東京都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、市区町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(3) 町田市

平常時には、町田市行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

また、保健所設置市として、感染症法等に基づき、感染症の発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、町田市行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、市内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関等

平常時から、感染症の有無に関わらず、患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療体制の整備を推進する。

発生時には、地域の医療機関等が連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関¹³及び指定地方公共機関¹⁴

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び市と相互に連携協力し、市民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

巻末の用語解説参照

¹³ 指定公共機関

¹⁴ 指定地方公共機関

(6) 登録事業者¹⁵

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、市等の新型インフルエンザ等対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や市等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止策の徹底に努める。

(8) 市民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や市等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、り患が疑われる場合における医療機関の受診ルールを守り、感染拡大防止に努める。

2 市の実施体制

特措法に基づき、国の新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたときは、市は直ちに新型インフルエンザ等対策本部（以下、「市対策本部」という。）を設置する。市対策本部については、特措法で定められたもののほか町田市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年町田市条例第 26 号）を制定したため、特

¹⁵ 登録事業者

措法及び条例に基づき、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。対策を実行する際には、必要に応じて医療関係者等の専門家の意見を聴取することができる体制を整備する。

また、市対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関し必要があると認めるときは、都対策本部長に対して必要な要請をする。

なお、市は、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合でも、国及び都等から情報を収集し、必要に応じ、関係部長によって構成される「町田市新型インフルエンザ等対策会議（以下、「市対策会議」という。）を保健所長が設置する。

市対策会議では、情報の共有化を図るとともに、国の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

さらに、国内で患者が発生した場合には、緊急事態宣言前であっても必要に応じて、市対策本部を設置する。

（１） 市対策本部の構成

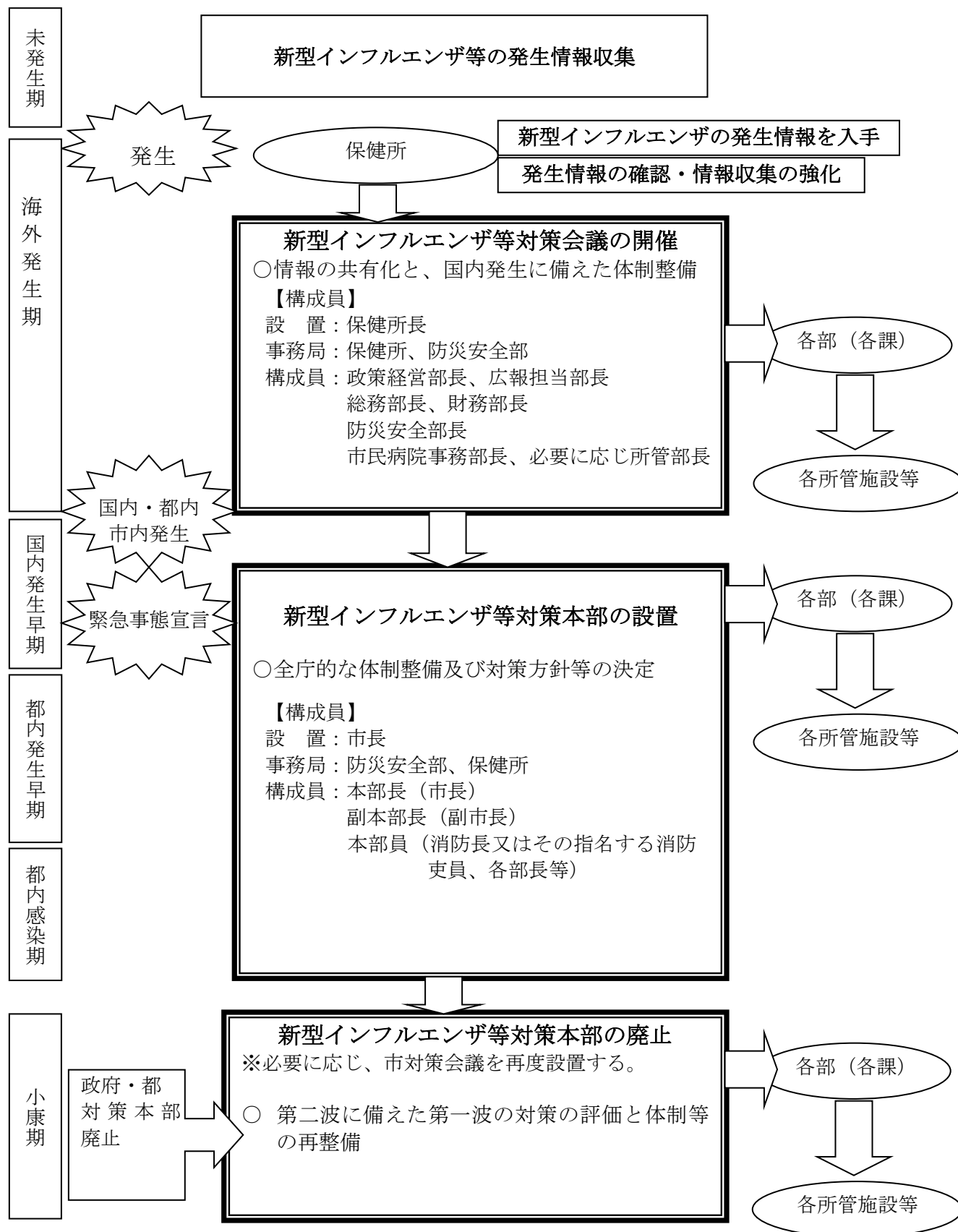
ア 組織及び職員

- ・ 本部長は市長をもって充て、市対策本部の事務を総括する。
- ・ 副本部長は副市長をもって充て、本部長を補佐し、市対策本部の事務を整理する。
- ・ 本部員は、教育長、各部局長、経営改革室長、会計管理者及び市を管轄する消防長又はその指名する消防吏員をもって充てる。
- ・ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命する。

イ 市対策本部会議

- ・ 本部長は必要に応じ市対策本部の会議を招集する。

(図3 危機管理体制イメージ)



(表3 各部の主な役割)

担当部署	主な役割
政策経営部	- 報道機関への対応に関する事 - 広報など情報提供、集約に関する事 - 情報の収集、伝達及び処理に関する事 - 市代表電話による新型インフルエンザ等への一般的な相談に関する事 - 他部署の応援に関する事
総務部	- 市職員の感染予防・服薬・り患状況に関する事 - 市職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関する事 - 他部署の応援に関する事
財務部	- 市所有の車両の活用に関する事 - 緊急時の新型インフルエンザ等対策物品契約、予算措置に関する事 - 他部署の応援に関する事
防災安全部	- 市民の安全・安心に関する事 国、都、他自治体との連携に関する事 - 各部の連絡調整に関する事 - 新型インフルエンザ等対策本部の設置、運営に関する事 - 食料品・生活必需品の確保に関する事
市民部	- 戸籍などの届出窓口の確保に関する事 - 地域団体・関係団体等との連絡調整に関する事 - 生活関連物資等に関する情報収集、要請に関する事 - 火葬・埋葬の許可、整備に関する事 - 遺体安置所の設置、運用に関する事 - 所管する火葬場の運営の維持に関する事 - 他部署の応援に関する事
文化スポーツ振興部	- 文化・スポーツ施設の感染予防に関する事 - 在住外国人関係団体等との連絡調整に関する事 - 他部署の応援に関する事
地域福祉部	- 障がい者福祉施設利用者の感染状況の把握に関する事 - 障がい者福祉施設の感染予防に関する事 - 在宅の障がい者等要配慮者支援に関する事 - 他部署の応援に関する事
いきいき生活部	- 高齢者福祉施設利用者の感染状況の把握に関する事 - 高齢者福祉施設の感染予防に関する事 - 在宅の高齢者等要配慮者支援に関する事 - 他部署の応援に関する事
保健所	- 新型インフルエンザ等発生状況の把握に関する事 - 新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関する事 - 市内の医療機関及び関係機関等との連絡調整に関する事 - 新型インフルエンザ等相談センター等における新型インフルエンザ等への健康相談に関する事 - 医療体制に関する事 - 新型インフルエンザ等対策会議の設置、運営に関する事 - 市民への予防接種の実施に関する事 - 新型インフルエンザ等対策に係るサーベイランスに関する事

子ども生活部	・ 保育園、幼稚園等における感染予防に関すること ・ 保育園、幼稚園等における感染状況の把握に関すること ・ 保育園、幼稚園等の休園措置に関すること ・ 他部署の応援に関すること
経済観光部 (農業委員会含む)	・ 食料品・生活必需品の確保に関すること ・ 生活関連物資等に関する情報収集、要請に関すること ・ 経済関係団体、関係諸団体との連絡に関すること ・ 他部署の応援に関すること
環境資源部	・ ごみの排出抑制に関すること ・ ごみの収集に関すること ・ 他部署の応援に関すること
道路部	・ 他部署の応援に関すること
都市づくり部	・ 公共交通機関への注意喚起に関すること ・ 他部署の応援に関すること
下水道部	・ 下水道の維持に関すること
会計課	・ 対策に必要な現金及び物品の出納に関すること ・ 他部署の応援に関すること
選挙管理委員会事務局	・ 他部署の応援に関すること
監査事務局	・ 他部署の応援に関すること
議会事務局	・ 議会との連絡調整に関すること ・ 他部署の応援に関すること
学校教育部	・ 市立小・中学校の感染予防に関すること ・ 市立小・中学校の感染状況の把握に関すること ・ 市立小・中学校の休校措置に関すること ・ 他部署の応援に関すること
生涯学習部	・ 他部署の応援に関すること
町田市民病院	・ 医療機関としての役割に関すること

※ 市民生活を維持するために必要な、最低限の役割になります。

第3章 対策の基本項目

町田市行動計画では、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」を達成するため、各発生段階別に(1)サーベイランス・情報収集、(2)情報提供・共有、(3)住民相談、(4)感染拡大防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)市民生活及び市民経済の安定の確保の7つの基本項目に分けて、対策を定める。

1 サーベイランス・情報収集

サーベイランスとは、疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視する（感染症法等に基づいて行われる感染症の発生状況の把握及び分析も含む。）ことをいう。

サーベイランスを通じ、新型インフルエンザ等に関する様々なデータを系統的に収集・分析し、また、その結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

海外発生期から都内発生早期の段階までは、情報が限られていることから、患者の臨床像等の特徴を把握するため、市は、都や医療機関等と連携し、平常時のサーベイランスに加え、感染が疑われ、検査基準に該当する患者の全数をウイルス検査するなど、その体制を強化する。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された都内感染期の時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心としたサーベイランスに切り替える。

また、新型インフルエンザ等対策の実施において、サーベイランスで得られる情報だけでなく、国及び都等からワクチンの開発に係る情報など、最新の情報を得ることが重要であることから、積極的に情報を収集し集約を図る。

2 情報提供・共有

情報提供及び情報共有は、危機管理に関わる重要課題になるとの観点から、市は、新型インフルエンザ等に関する情報を、市民及び関係機関等へ各発生段階に応じて適切に提供する。また、わかりやすい情報提供に努め、情報の共有を図ることで、市民及び関係機関等が十分な情報を基に、適切な判断・行動がとれるよう促す。

(1) 情報提供手段の確保及び情報集約体制の整備

情報を受け取る媒体や情報の受け取り方は千差万別であることが考えられるため、高齢者、障がい者及び外国人など、情報が届きにくい人にも配慮し、受け手に応じた情報提供のため、市の広報やちらし、ホームページなど、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容を、できる限り迅速に情報提供を行う。

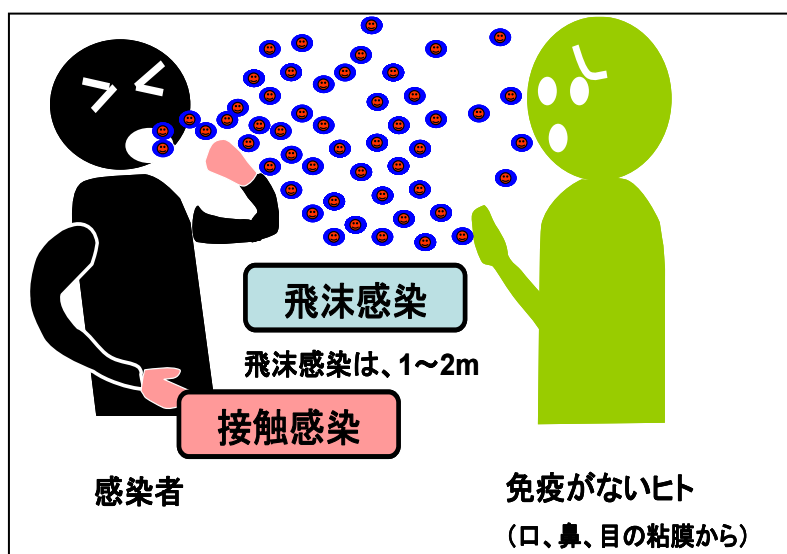
また、情報提供にあたっては、市民に対し提供内容を集約して一元的に発信する体制を構築する。そのため、政策経営部においては、適時適切な情報の共有化を進めるとともに、情報提供の中心となって調整を図る。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じて情報の受け手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。また、関係機関や管内施設に対しては、あらかじめ連絡体制や連絡方法を定め、事前に訓練を実施しておく。

(2) 平常時における情報提供

未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図り、市民一人ひとりの感染予防策が習慣化されるよう、情報提供や健康教育を実施する。

(参考1 感染予防策)

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（＊1）」と「接触感染（＊2）」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



(＊1) 飛沫感染：

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

(＊2) 接触感染：

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（東京都）

(参考2 咳エチケット)

・咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどがない場合は、口を前腕部(袖口)で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物(鼻汁・痰など)を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

・咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。

・咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

出典：新型インフルエンザ等対策ガイドライン「(参考) 新型インフルエンザ等の基礎知識」

(新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議)

(3) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供

市内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診方法について、市民に対しできる限り迅速に情報提供する。

また、発生時の情報提供に際しては、感染者への誹謗・中傷や、感染が確認された地域への風評被害が起きないように十分留意する。

(4) 報道発表

広く、迅速な情報提供を図るためには、報道機関の協力が不可欠である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生時には、各部署における情報を政策経営部においてとりまとめ、情報を集約化し、一元的に管理する。

なお、公表する情報については、国や都に準ずるが、町田市個人情報保護条例に基づく個人情報保護の観点から、個人が特定されないよう配慮する。

(5) 庁内における情報共有

住民にもっとも身近な存在である市の役割として、市民の不安を少しでも

軽減し、市民の協力を得て感染症拡大をコントロールするとともに、限られた医療資源を有効に活用するため、正確な情報を迅速かつ遺漏なく提供する必要がある。国や都から提供される情報は、複数のルートで平常時と同様、各部門に行われるため、どのような情報が通知されているかについて、庁内で情報共有を図る必要がある。このため、新型インフルエンザ等発生時に各部課が、通知された文書や市民に発出すべき文書を情報共有できるよう環境を整備する。さらに、庁内での会議により情報共有を行う。

(6) 医療機関等との情報共有

新型インフルエンザ等対策の実施においては、特に医療機関等との連携が重要であるため、平常時から情報の共有化を図り、訓練等を実施する必要がある。

そのため、都と連携し、二次保健医療圏における感染症地域医療体制ブロック協議会等へ参加し、感染症指定医療機関¹⁶や感染症診療協力医療機関¹⁷、感染症入院医療機関¹⁸との連携体制の構築を図る。

また、市内医療機関等との協議を通じ、発生時における対応について連携体制の構築を進めるとともに、連絡窓口担当者リストやメーリングリスト等を活用した緊急時情報連絡体制を整備する。

(7) 関係機関等との情報共有

指定（地方）公共機関等の関係機関とは、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって相互に連携協力する必要があることから、平常時から情報の共有化を図り、発生時に緊密な連携がとれる準備を進める。

3 住民相談

新型インフルエンザ等の発生による、市民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、国等から得られた最新の情報や感染予防策、医療機関への受診方法など各種相談に応じられるよう以下の相談体制を整える。

(1) 新型インフルエンザ等相談センター

巻末の用語解説参照

¹⁶感染症指定医療機関

¹⁷感染症診療協力医療機関

¹⁸感染症入院医療機関

新型インフルエンザ等が発生した場合には、都と連動し、市保健所に「新型インフルエンザ等相談センター（政府行動計画における「帰国者・接触者相談センター」に該当）を設置する。発生当初は、主に発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者¹⁹の診療のため、受診先の医療機関の案内や受診時の注意事項等についての説明を行う。夜間・休日に関しては、都や他の保健所と協力し共同で窓口を設置して 24 時間対応可能とする。サーベイランスによる情報収集や分析が進み、病原性や感染力が判明した段階で、状況に応じて相談体制の規模を変えるなど、弾力的に運用する。

（2） 町田市代表電話

海外発生期から都内感染期にかけ、新型インフルエンザ等相談センターに問い合わせが多く寄せられ、サーベイランスや感染拡大防止など、他の公衆衛生活動に支障が生じる可能性がある。

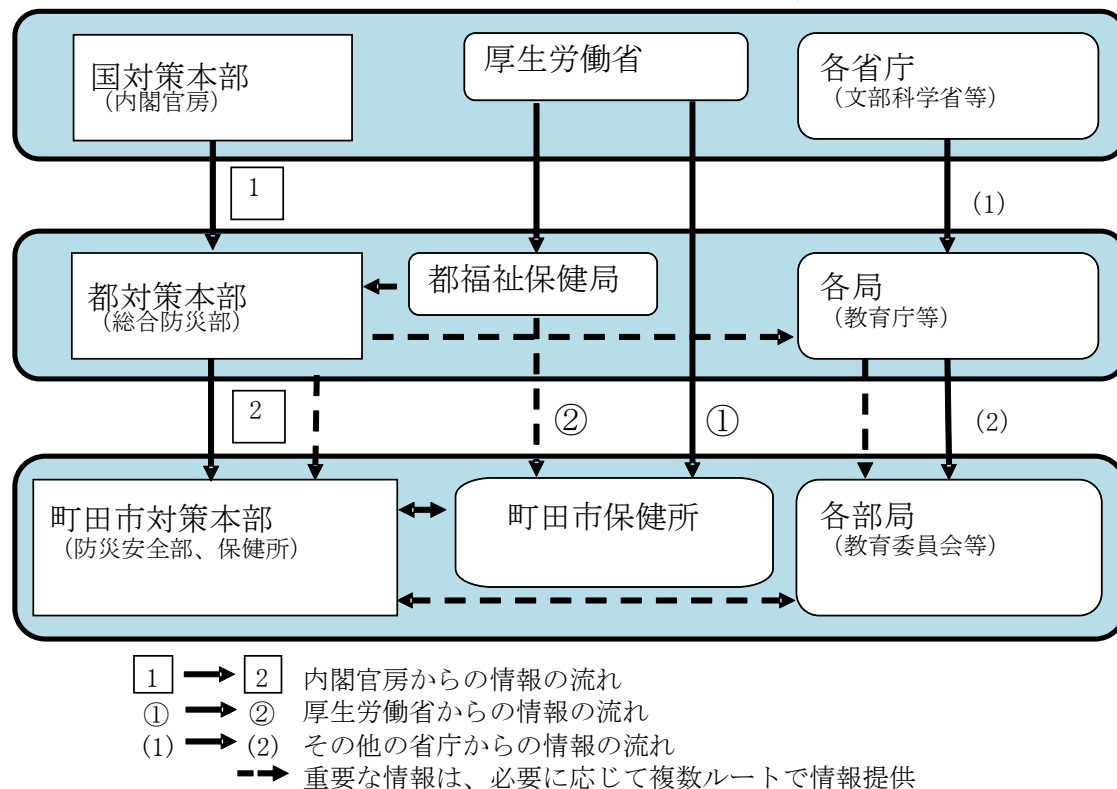
そのため、国からの要請に基づき、国等から配布される新型インフルエンザ等に関する質疑応答集などを活用し、市の代表電話においても一般的な問い合わせに対応し、適切に情報提供を行い、必要に応じ関係機関に取り次ぐなど、コールセンターとしての役割を果たす。

（3） その他の相談

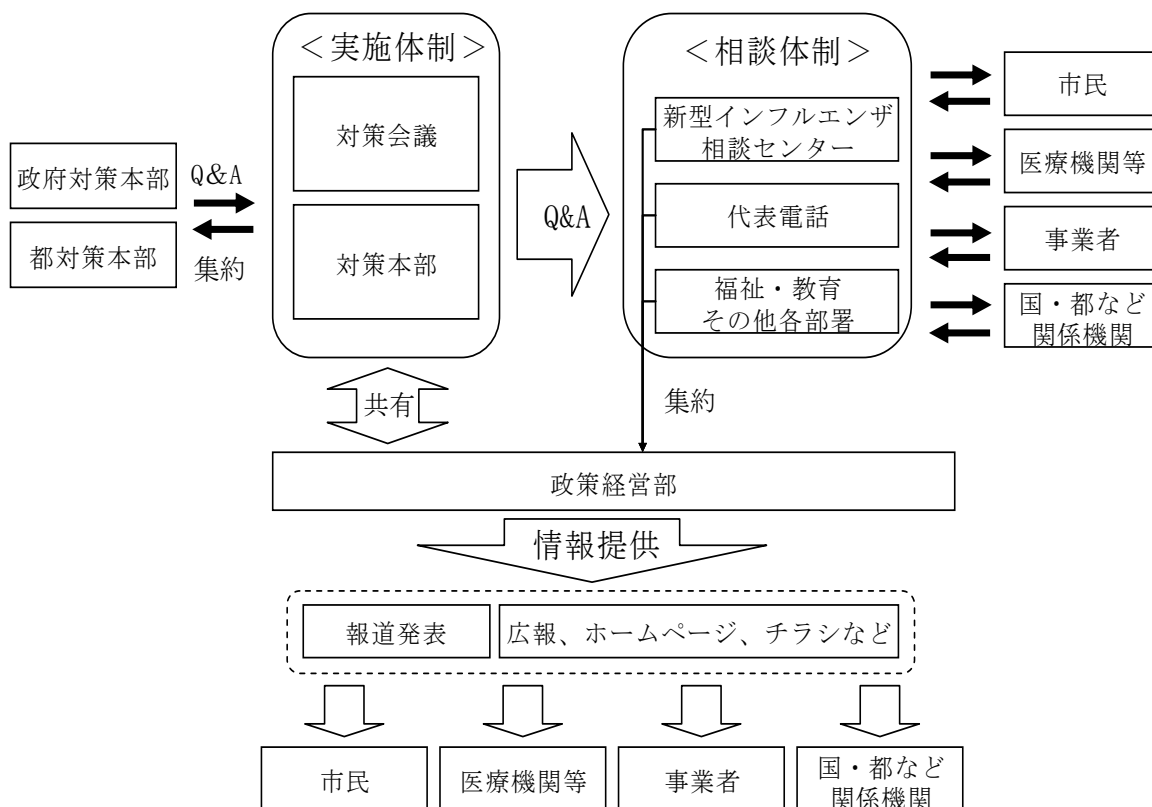
国内感染早期から都内感染期にかけては、問い合わせが集中するため、国等から配布される新型インフルエンザ等に関する質疑応答集などを活用し、福祉等市の各部局においても、一般的な問い合わせに対応する。また、国や都の各部門から提供された情報に伴う所管施設等からの相談については、各部門が主体となり適切に対応していく。

特に、国が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合には、特措法に基づき、都知事による外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限など要請・指示される場合がある。この場合、市における施設の閉鎖や各種のイベント等の休止・中止もなされることがあるため、これらへの問い合わせと同時に、新型インフルエンザ等に関する一般的な問い合わせにも対応できるよう体制を整備する。

(図4 新型インフルエンザ等に関する国から市町村への情報の流れ(国の通知等))



(図5 情報提供・収集、相談体制に係る情報伝達経路)



4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで医療提供体制の整備に要する時間を確保し、患者数の急激な上昇を抑え、既存の医療資源、医療体制への負担を最小限に留めることを目的とする。

(1) 個人等における感染拡大防止策

広く市民に対し、家庭や職場等において、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染予防策の注意喚起や予防接種、学校休業、職場での感染予防策を発生段階別に行う。併せて公共交通機関や医療機関等の利用者に対し、感染拡大防止策を講じるよう施設設置者等に要請する。

さらに、以下のように海外発生期から都内発生早期と、都内感染期では、発症した場合の対応が異なることを周知する。

都内発生早期までの段階で、感染した疑いがある者は、まず、市保健所等に設置される新型インフルエンザ等相談センターに電話等で問合せ、その指示に従って指定された新型インフルエンザ等専門外来で受診する。

また、都内発生早期の段階において、患者が発生した場合には、当該患者に速やかに感染症指定医療機関において適切な医療を提供するとともに、必要に応じ、市保健所が、患者の同居者等の濃厚接触者に対する健康観察及び感染を広げないための防疫措置を実施する。

都内感染期の段階では、原則として一般の医療機関で新型インフルエンザ等の診療を行うこととなる。医療機関を受診するときは、マスクを着用又は咳エチケットを心がけ、周囲に感染させないように配慮する。

(2) 学校等における感染拡大防止策

ア 学校

学校については、児童や生徒に集団発生する可能性があるなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱や咳、全身倦怠感などの症状があれば、登校しないなどについて、注意喚起することが重要である。

都内発生早期の段階において、新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒については、接触者の健康管理に努めるとともに、市教育委員会や校医との連携により、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、校内の消毒等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、必要に応じて臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じるとともにインフルエンザ様疾患発生報告に基づいて市保健所に報告する。

同じ地域内での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわ

らず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

これらの対応は、国の基本的対処方針や都からの要請等に基づき実施する。

イ 学童保育クラブ

学童保育クラブについては、児童の集団発生する可能性があるなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱や咳、全身倦怠感などの症状があれば、通所しないなどについて、注意喚起することが重要である。都内発生早期の段階において、新型インフルエンザ等の疑われる児童については、接触者の健康管理に努めるとともに、医師との連携により、児童へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童の健康観察、必要に応じて臨時休所などの措置を講じる。

同じ地域内での流行が確認された場合は、施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休所を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

これらの対応は、国の基本的対処方針や都からの要請等に基づき実施する。

ウ 幼稚園、保育施設等

幼稚園及び保育施設等については、園児の集団発生する可能性があるなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱や咳、全身倦怠感などの症状があれば、登園しないなどについて、注意喚起することが重要である。都内発生早期の段階において、新型インフルエンザ等の疑われる園児については、接触者の健康管理に努めるとともに、市や園医との連携により、園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、園児の健康観察、必要に応じて臨時休園などの措置を講じるとともに、幼稚園及び保育所については、インフルエンザ様疾患発生報告に基づいて保健所に報告する。

同じ地域内での流行が確認された場合は、施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休園を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

これらの対応は、国の基本的対処方針や都からの要請等に基づき実施する。

エ 高齢者、障がい者等の社会福祉施設

高齢者、障がい者等の社会福祉施設については、利用者及び施設職員等の

感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を、国の基本的対処方針や都からの要請等に基づき実施する。

これらについては、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

5 予防接種

新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にするため、特措法に基づき、市が実施する予防接種には、特定接種と住民接種の2種類がある。これら予防接種は、ワクチンを接種することにより、個人の発症や重症化を防ぐことであり、接種を通じて受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えることで、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることを目的とする。

(1) ワクチン

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、新型インフルエンザ発生前に鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスで製造したプレパンデミックワクチン²⁰と、発生した新型インフルエンザウイルスで製造するパンデミックワクチン²¹の2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

プレパンデミックワクチンは、国において、製造元となるウイルス株や製造時期が異なるワクチンが製造・備蓄されており、一部が事前製剤化されている。パンデミックワクチンは、国において新型インフルエンザ発生後、ワクチン製造用のウイルス株が決定されてから6か月以内に全国民分のワクチンを国内で製造する体制を整備するよう研究・開発が行われている。国内の生産体制が構築されるまでは海外からの輸入が想定されている。ワクチンの供給については、国がワクチン製造販売業者・販売業者及び卸業者や都道府県と連携して行う。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に登録事業者等に対して行うものであり、

巻末の用語解説参照

²⁰ プレパンデミックワクチン

²¹ パンデミックワクチン

政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

特定接種における接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項については、政府対策本部において、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を総合的に判断し、基本的対処方針で示される。

なお、市が実施主体となる場合は、予防接種法第6条第1項の規定を根拠とし、市職員等を対象として実施する。

ア 特定接種の対象者

特措法の規定により、特定接種の対象者を以下に示す。なお、特定接種の対象者のうち、③については、市が実施主体となり特定接種を行う。

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下、「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

イ 特定接種の方法

特定接種は、原則として集団的接種にて行う。

(3) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

市が実施主体となり、原則集団的接種により接種を行う。

住民接種に際し、そのあり方については、政府対策本部において、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、基本的対処方針で示される。

なお、都は、予防接種を行うために必要と認める場合には、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示を行う。

(参考 3 予防接種法第 6 条第 1 項と予防接種法第 6 条第 3 項の違い)

公的関与の度合い

高 ↑ ↓ 低		努力義務	勧奨	接種費用の 自己負担	健康被害の救済措置
	臨時接種	○	○ (接種を受けるよう勧める)	なし	予防接種法 による救済
	新臨時接種	×	○ (接種を受けるよう勧める)	あり 経済的困窮者を除き 実費徴収可能	予防接種法 による救済

(参考 4 住民接種の接種順位に関する基本的考え方)

- ① パンデミックワクチンの接種対象者は全国民であるが、研究開発を進めている細胞培養技術が確立したとしても、パンデミックワクチンの供給の開始から全国民分の供給までには一定の期間を要するため、未発生期に、新型インフルエンザ等の発生後の状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方を整理し、それを踏まえて政府対策本部で的確かつ迅速に決定し得るようにしておく。
- ② 特定接種が行われない場合、まず、新型インフルエンザ等の患者の診療に直接従事する医療従事者から接種する。
- ③ 特定接種の対象となる者及び特定接種が行われない場合に先行的な接種の対象となる医療従事者以外の接種順位について、以下のとおりあらかじめ整理された接種の範囲・順位に係る考え方を基に、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定する。
- ④ 住民接種の対象者については、以下の 4 群に分類する。
 - a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - i 基礎疾患を有する者
基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成 21 年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎

疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に基準を示す。

ii 妊婦

b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

c 成人・若年者

d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

⑤接種順位については、政府行動計画に示したように新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方（重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方）もあることから、こうした考え方を踏まえ判断する。

⑥なお、この他、年齢によるワクチンの効果等も考慮する。

⑦ワクチン接種の順位等を決定する際には、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において、決定する。なお、必要に応じ、基本的対処方針等諮問委員会に新型インフルエンザ等対策有識者会議の委員を含め学識経験者の出席を求める。

出典：新型インフルエンザ等対策ガイドライン「V 予防接種に関するガイドライン」（新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）

6 医療

新型インフルエンザ等による市民の健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にするため、各期における医療の提供は不可欠な要素である。しかし、新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数等の大幅な増大が予測される。このため、限りある地域における医療資源（医療従事者、病床数等）を有効活用し、流行状況に応じた医療体制を整備する必要がある。

そのため、未発生期から市における医療関係機関等との連携・協力のもと、医療資源の効果的・効率的な活用のための体制をあらかじめ検討し、整備しておく。

（1）医療体制の整備等

市は、未発生期より地域の医療関係機関や薬局、消防等の関係者と連携し、市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。また、都が実施する、感染症地域医療体制ブロック協議会へ参加し、感染症指定医療機関を含めた、2次保健医療圏における医療確保計画の策定に参画するなど、医療体制の整備の推進を図る。

医療確保計画の策定における検討の中では、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定や、小児・重症患者受入可能医療機関の確保に関し検討することがあげられる。

さらに、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

一般医療機関においても、新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成に努め、感染症の患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関における院内感染防止対策を検討しておく。

(2) 新型インフルエンザ等の発生時における対応

新型インフルエンザ等の発生時には、都と統一的な基準に沿って医療機関に対応し、市保健所において新型インフルエンザ等相談センターを設置し、市民からの電話による相談の実施、患者の振り分けなどを行う。

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であるため、都が指定している感染症診療協力医療機関は、都の要請に基づき、新型インフルエンザ等が疑われる患者を診察する「新型インフルエンザ等専門外来」を設置する。

この新型インフルエンザ等専門外来については、市の地理的実情や必要性に応じ、都が指定する感染症診療協力医療機関の他に、市独自で設置することや市外医療機関での対応ができるかなどを検討していく。

新型インフルエンザ等の発生に伴う具体的な対応としては、新型インフルエンザ等相談センターから振り分けられた新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者を、市内の感染症診療協力医療機関において設置した「新型インフルエンザ等専門外来」で診察する。採取した患者の検体は市保健所により東京都健康安全研究センター及び国立感染症研究所に運ばれ、ウイルス検査が行われる。検査結果が判明するまでの間は、感染症診療協力医療機関にて経過観察を行う。検査結果が陽性の患者（症例定義上の疑似症を含む。）は、感染症法に基づき、感染症指定医療機関で入院治療を行う。検査の結果、陰性と判明した患者については、感染症診療協力医療機関において、重症度によって、一般病院への入院又は自宅療養の判断を行う。

患者の移送に関しては、都が調整した方法と足並みをそろえつつ、市独自での移送方法も検討しておく。

都内感染期においては、新型インフルエンザ等専門外来や感染症指定医療機関における特別な医療体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は新型インフルエンザ等相談センターを介さずに、直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者

についても、全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。

一般医療機関での診察が始まる時期については、外来受入体制や、訪問診療・看護の強化など、休日・時間外等を含めた手厚い医療体制を提供できるよう対策を検討しておく。

また、都と連携し、患者が増加した場合に備えて医療機関における使用可能な病床数及び人工呼吸器等の使用状況等の調査を受け、感染期の病床確保に努める。

市は、国又は都において決定される発生段階の移行に関する情報収集を行い、迅速に情報提供するとともに、発生段階に応じた医療機関の役割分担について市民をはじめ関係機関に周知する。

(3) 臨時の医療施設の開設に関する事務の一部実施

臨時の医療施設については、特措法第 48 条第 1 項の規定に基づき、都が設置開設することとなるが、同法第 48 条第 2 項の規定に基づき、都知事が必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、市長が臨時の医療施設における事務の一部を行う。

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

社会的影響に関する一つの例として、国は、「国民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。」と想定している。

これらに伴い、自然災害発生時に準じた社会的な影響があり、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、社会・経済機能に与える影響が最小限となるよう、市、医療機関、事業者及び市民は、それぞれの役割に応じ、発生前から十分な準備を行い、互いに協力し、新型インフルエンザ等がもたらす危機を乗り越えることが重要である。

(1) 要配慮者への生活支援

新型インフルエンザ等の流行により生産、物流が停滞し、食料品・生活必需品等の入手が困難になる可能性もある。そのため、新型インフルエンザ等対策においては、孤立化し、生活に支障をきたすおそれがある世帯（高齢者世帯、障がい者世帯）への具体的な支援体制の整備が求められている。

市では、「町田市避難行動要支援者避難支援プラン」に準じ、対象世帯を把握するとともに、都内感染期において、必要な生活支援等ができるよう必

要な物資の確保や搬送方法をあらかじめ検討する。

また、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障がい福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える連絡体制を構築する。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、市が発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるよう体制を整備する。

また、火葬場の事業者可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。

火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体安置所の設置、運用を行う。

特措法第 56 条第 3 項の規定に基づき、東京都知事から市長に対し通知がなされた場合には、政令の定めるところにより、埋葬及び火葬の実施に関する事務の一部を行う。

(3) 市民生活の安定の確保

ア 個人備蓄について

新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、食料品・生活必需品等の生産、物流に影響が出ることも予想される。

このため、個人・家庭における対策として、自助の視点から最低限（2 週間程度）の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことについて普及啓発する。また、食料品・生活必需品等の購入にあたって、買占めを行わないよう、消費者としての適切な行動についても普及啓発する。

イ 物資及び資材の安定の確保

国の緊急事態宣言が行われた場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するうえで、市の備蓄する物資又は資材が不足し、的確かつ迅速な対応が困難であると認められる場合には、都知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講じるよう要請する。

ウ ごみの排出抑制

新型インフルエンザ等の発生時においては、ごみ処理能力の機能低下などにより平常時のごみ処理能力の維持が困難になる場合が想定される。市は、

ごみの収集回数やごみ処理の状況を把握し、必要に応じて市民及び事業者に対し、ごみの排出抑制への協力を要請する。

エ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模震災発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、必要に応じて同様の措置を実施する。

(4) 市役所機能の維持

ア 事業継続計画の整備及び職員の感染予防等

新型インフルエンザ等の発生時に備え、市における各種事業の継続ができるよう、事業継続計画（BCP）の整備・見直しや職員に対する感染予防策の徹底を図る。

また、新型インフルエンザ等対策の実施において、マスク、個人防護具²²やその他必要な物資及び資材の備蓄等や、施設・設備の整備等を行う。

イ 市役所機能の維持及び市庁舎等における感染拡大防止

新型インフルエンザ等が発生した場合には、限られた人員で市政を継続するため、あらかじめ策定した事業継続計画（BCP）に基づき、平常時における訓練や研修を通じて準備を進めておく必要がある。

特に、感染拡大防止に直結する業務やライフライン機能である、ごみ処理事業及び下水道事業については要員を確保するなど、庁内の応援体制を整備し、業務を継続する。

また、市庁舎等における感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等が発生した場合については、庁舎の入口に「感染予防に関する周知」やトイレに「手洗い方法」を掲示するなど感染拡大防止に努める。

第4章 各発生段階における基本項目別対策

未発生期	○ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ○ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
-------------	---

目的
・ 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。
対策の考え方
・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平常時から本行動計画等を踏まえ、都や近隣自治体、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

1 サーベイランス・情報収集

【サーベイランス】

- ・ 平常時からのサーベイランスにより、地域における発生状況の迅速な把握と情報提供を行う。〔保健所〕
- ・ 市独自のサーベイランスとして、学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設等を対象に利用者の欠席状況等を把握し、感染症の流行状況をいち早く探知する症候群サーベイランス²³ができるよう、体制を整備し、実施する。〔保健所〕

【情報収集】

- ・ 国及び都等から新型インフルエンザ等に関連する情報収集を行う。
〔保健所、防災安全部〕

2 情報提供・共有

【市民への情報提供】

- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報は、広報まちだ、町田市ホームページ、メール配信サービス、SNS（町田市公式フェイスブック・ツイッター）、ポスター掲示、チラシ設置、新聞折込み、町内会・自治会を通じた回覧等様々な広報手段が取れ

巻末の用語解説参照

²³ 症候群サーベイランス

るようあらかじめ検討し、整備する。また、状況に応じて、ケーブルテレビ、ラジオ、臨時広報を活用することも検討しておく。〔政策経営部、防災安全部〕

- ・ 新型インフルエンザ等の基礎的知識や一般的な予防、家庭での備蓄などについて、また、サーベイランスや発生動向調査により収集した情報を、市民へ情報提供する。〔保健所、政策経営部〕
- ・ 市内に居住する高齢者、障がい者及び外国人など様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容及び広報媒体、メディアを活用した広報の実施方法について事前に検討する。〔保健所、いきいき生活部、政策経営部、文化スポーツ振興部、地域福祉部〕

【関係機関への情報提供・共有】

- ・ 市内施設、団体、関係機関等には、関係部署を通して随時情報提供を行うことができるよう災害対策に準じてあらかじめ庁内の体制を整備する。〔各部〕
- ・ 関係機関に対し、市の新型インフルエンザ等への対策について周知を行い、本行動計画への理解と協力を求める。また、新型インフルエンザ等発生時に関係機関と連携し、必要な対応を図れるよう連絡体制を整備する。〔各部〕
- ・ 市内医療機関等に対し、迅速な情報提供ができる体制を整備し、情報伝達訓練を実施する。〔保健所〕

3 住民相談

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、増加する相談に対応するため、各部が連携して、全庁的な相談体制を構築するとともに、発生段階に応じた体制整備を図る。〔保健所、政策経営部、各部〕

4 感染拡大防止

【感染予防策の周知】

- ・ 市民に対してマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策の周知を行う。〔保健所、政策経営部〕
- ・ 園医や校医等と連携し、学校、学童保育クラブ、幼稚園、保育施設等及び高齢者、障がい者等の社会福祉施設などにおけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策を周知する。〔保健所、いきいき生活部、地域福祉部、子ども生活部、学校教育部〕

5 予防接種

【ワクチン接種体制】

(特定接種)

- ・市職員等の特定接種に向けた接種体制の構築を図る。〔総務部〕
- ・国からの協力依頼に基づき、登録事業者の登録業務について協力する。〔保健所、各部〕

(住民接種)

- ・医師会や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や、接種の場所、接種の時期の周知・予約方法など具体的な実施方法について検討しておく。
なお、接種会場については、市保健所・健康福祉会館（保健センター）・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に協力を依頼すること等により確保できるよう検討しておく。〔保健所〕
- ・集団的接種を原則とした住民に対する予防接種の体制の構築を図る。〔保健所〕
- ・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市区町村間で広域的な協定を締結するなど、必要な場合は町田市以外における接種を可能にするよう努める。〔保健所〕

6 医療**【医療体制の整備等】**

- ・平常時から都と協力して地域医療の確保に努めるとともに、近隣自治体と合同による訓練や会議等を通じて医療確保に関する連携を図る。また、地域の医療機関や薬局、消防等の関係者と連携し、小児や人工呼吸器が必要な方など特定分野の医療不足が見込まれる市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。〔保健所〕
- ・患者の移送に関しては、都が調整した方法と足並みをそろえつつ、市独自での移送方法も検討しておく。〔保健所〕

7 市民生活及び市民経済の安定の確保**【要配慮者への生活支援】**

- ・都内感染期における在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを決めておく。〔保健所、いきいき生活部、地域福祉部〕
- ・必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、生産・物流事業者等と連携を図る。〔防災安全部、いきいき生活部、地域福祉部、経済観光部〕

【火葬体制の整備】

- ・都と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。〔市民部、環境資源部、都市づくり部〕

【市民生活の安定の確保】

- ・ 個人・家庭で最低限の食料品・生活必需品等の備蓄を普及啓発する。〔防災安全部〕

【市役所機能の維持】

- ・ 市役所の事業継続ができるよう、事業継続計画（BCP）の整備・見直し、職員に対する感染予防策の徹底及び物資・資材の備蓄等を行う。〔各部〕

海外発生期	○ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ○ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ○ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
--------------	---

目的
・ 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生の遅延と早期発見に努める。 ・ 都内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる準備をする。 ・ 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ・ 都（市）内発生した場合には早期に発見できるよう、都と連動し市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 ・ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都（市）内発生に備え、都（市）内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市内医療機関等や事業者及び市民に準備を促す。 ・ 国及び都から提供される検疫等の情報を基に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、特定接種の実施及び協力等、都（市）内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1 サーベイランス・情報収集

【サーベイランス】

- ・ 国及び都と協力し、平常時のサーベイランスに加え、東京感染症アラート²⁴等に基づき、感染症診療協力医療機関等の協力のもと、症例定義上の疑いのある患者の全数検査を実施するなど、都の基準に準じて国内発生時の対応について検討、実施する。〔保健所〕

【情報収集】

- ・ 国及び都、マスコミ報道等を通じて、海外での新型インフルエンザ等発生状況等を把握する。〔保健所、防災安全部〕

巻末の用語解説参照

²⁴ 東京感染症アラート

2 情報提供・共有

【市民への情報提供】

- ・ 新型インフルエンザ等の基本的知識、海外での発生状況、感染予防策、相談体制など最新情報について、広報まちだ、町田市ホームページ等あらかじめ定めた広報手段を基に広報を行う。〔保健所、政策経営部〕
- ・ 市内に居住する高齢者、障がい者及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔保健所、いきいき生活部、政策経営部、文化スポーツ振興部、地域福祉部〕
- ・ 学校、学童保育クラブ、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔保健所、子ども生活部、学校教育部〕

【関係機関への情報提供】

- ・ 高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対し、各部を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔保健所、いきいき生活部、地域福祉部〕
- ・ 医療機関及び関係機関等に対し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備えた協力を要請する。〔保健所〕
- ・ その他関係機関に対し、的確に情報提供を行う。〔各部〕

3 住民相談

【新型インフルエンザ等相談センター】

- ・ 海外において新型インフルエンザ等が発生した段階で、都と連動し新型インフルエンザ等相談センターを設置し、共通の質疑応答集に基づいて新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ等専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行う。また、市民からの電話による相談に対応するとともに、夜間・休日に関しては、都や各保健所と連携・協力し、共同で新型インフルエンザ等相談センターを設置し、相談体制を整備する。〔保健所〕
- ・ 新型インフルエンザ等相談センターの設置情報や市民向けの質疑応答集などについて、市民への周知活動を行う。〔保健所、政策経営部〕

4 感染拡大防止

【感染拡大防止策の準備】

- ・ 国や都と連携し、国内発生に備え、感染症法や検疫法に基づく患者への対応、濃厚接触者への対応を準備する。〔保健所〕
- ・ 国や都と連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用し、

必要時に疫学調査²⁵を行う。〔保健所〕

【感染予防策の注意喚起】

- ・ 市民に対してマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策の注意喚起を行う。〔保健所、政策経営部〕
- ・ 園医や校医等と連携し、学校、学童保育クラブ、幼稚園、保育施設等及び高齢者、障がい者等の社会福祉施設などにおけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策の注意喚起を行う。〔保健所、いきいき生活部、地域福祉部、子ども生活部、学校教育部〕

5 予防接種

（特定接種）

- ・ 国及び都と連携し、特定接種が実施される場合に備えるとともに、特措法第 28 条に基づき、国の基本的対処方針によって、市職員等の対象者に対する接種が決定された場合、厚生労働省からの指示により、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て接種を実施する。〔総務部〕

（住民接種）

- ・ 国及び都と連携し、接種体制の準備を行う。〔保健所〕

6 医療

【医療体制】

- ・ 市は、都の要請に基づき、感染症診療協力医療機関に新型インフルエンザ等専門外来が設置されたことを受け、感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関等と患者のトリアージ²⁶や検査方法、医療の提供、感染症指定医療機関への移送、院内感染防止対策の状況等に関しての体制を確認する。〔保健所〕
- ・ 国及び都の症例定義を迅速に医療機関に提供し、国内発生に備えた早期の探知ができる体制を整備する。〔保健所〕

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

【要配慮者への生活支援】

巻末の用語解説参照

²⁵ 疫学調査

²⁶ トリアージ

- ・ 新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要配慮者や協力者へ連絡する。
〔保健所、いきいき生活部、地域福祉部〕

【火葬体制の整備】

- ・ 引き続き、都と連携し、火葬場の火葬能力についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。〔環境資源部〕
- ・ 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。〔市民部、都市づくり部〕

国内発生早期（都内未発生）	○都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）
----------------------	---

目的	
・ 都内での発生に備えた体制の整備を行う。 ・ 新型インフルエンザ等の発生に係る情報収集を行う。	
対策の考え方	
・ 都（市）内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。 ・ 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供・相談対応を行う。	

1 サーベイランス・情報収集

【サーベイランス】

- ・ 平常時におけるサーベイランスに加え、東京感染症アラート等に基づき、感染症診療協力医療機関等の協力のもと、症例定義上の疑いのある患者の全数検査を実施するとともに、関係機関（学校、保育所、医療機関、社会福祉施設等）との連携によりウイルス検査を伴うクラスターサーベイランス²⁷（集団発生の把握）を強化する。〔保健所〕

【情報収集】

- ・ 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等発生状況等について情報収集する。〔保健所、防災安全部〕
- ・ 学校、施設等がクラスターサーベイランスに該当することとなった場合、速やかに市保健所及び市の担当部署に連絡するように協力を要請する。〔保健所、地域福祉部、子ども生活部、学校教育部〕

2 情報提供・共有

【市民への情報提供】

巻末の用語解説参照

²⁷ クラスターサーベイランス

- ・ 新型インフルエンザ等の基本的知識、発生状況、感染予防策など最新情報を市民に情報提供し、混乱や風評被害の防止を図る。〔保健所、政策経営部〕
- ・ 市内に居住する高齢者、障がい者及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔保健所、いきいき生活部、政策経営部、文化スポーツ振興部、地域福祉部〕
- ・ 学校、学童保育クラブ、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔保健所、子ども生活部、学校教育部〕

【関係機関への情報提供】

- ・ 高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔保健所、いきいき生活部、地域福祉部〕
- ・ 医療機関及び関係機関等に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生に備えた協力を要請する。〔保健所〕
- ・ その他関係機関に対し、的確に情報提供を行う。〔各部〕

3 住民相談

【新型インフルエンザ等の相談への対応体制の拡充】

- ・ 引き続き、新型インフルエンザ等相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ等専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行う。〔保健所〕
- ・ 市民に対し、新型インフルエンザ等に関する電話相談の設置情報等を提供する。〔保健所、政策経営部〕
- ・ 新型インフルエンザ等にかかる一般的な問い合わせは、国及び都等からの質疑応答集等に基づき、市の代表電話にて対応する。また、福祉等の各部局も同様に対応できる体制に拡充する。〔保健所、各部〕

4 感染拡大防止

【感染拡大防止策の準備】

- ・ 国や都と連携し、国内発生に備え、感染症法等に基づく患者への対応、濃厚接触者への対応を準備する。〔保健所〕
- ・ 国や都と連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用し、必要時に疫学調査を行う。〔保健所〕

【感染予防策の勧奨】

- ・ 市民に対してマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策を勧奨する。〔政策経営部、保健所〕
- ・ 園医や校医等と連携し、学校、学童保育クラブ、幼稚園、保育施設等及び高齢者、

障がい者等の社会福祉施設などでのマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策を徹底するよう呼びかける。〔保健所、いきいき生活部、地域福祉部、子ども生活部、学校教育部〕

【緊急事態宣言時の対応】

- ・ 国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請や学校等の施設使用制限等の情報を市民等に提供し、理解・協力を求める。〔各部〕

5 予防接種

（特定接種）

- ・ 市職員等の対象者に対して接種が必要な場合、国及び都と連携し特措法第 28 条に基づく特定接種を継続する。〔総務部〕

（住民接種）※新臨時接種

- ・ 国の緊急事態宣言が行われていない場合、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、集団的接種を原則として、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を関係者の協力を得て開始する。〔保健所〕

（住民接種）※臨時接種

- ・ 国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後は、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、集団接種を原則として、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を、関係者の協力を得て開始する。〔保健所〕

6 医療

【相談体制等】

- ・ 市保健所に設置する新型インフルエンザ等相談センターにおいて、電話により市民からの相談に応じる。また、患者の初期トリアージを行い、新型インフルエンザ等専門外来での受診を誘導する。〔保健所〕

【診療体制】

- ・ 患者数が増加してきた段階では、検査の対象や、医療提供体制が変更されることに留意し、情報を医療機関に随時提供する。〔保健所〕

【抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等】

- ・ 国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等濃厚

接触者及び不慮の新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた市の防疫職員など、十分な感染予防の備えがなく患者等に接した者に、必要に応じ抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。〔保健所〕

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

【要配慮者への生活支援】

- ・ 都内感染期における在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその対応を準備する。〔市民部、保健所、いきいき生活部、地域福祉部〕

【埋火葬、遺体管理】

- ・ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。〔環境資源部〕
- ・ 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。〔市民部、都市づくり部〕

【市役所機能の維持】

- ・ 下水道事業を継続して行う。〔下水道部〕
- ・ ごみ処理事業を継続して行う。〔環境資源部〕

【緊急事態宣言時の対応】

- ・ 国の緊急事態宣言が行われた場合には、生活上必要な食料品・生活必需品等について、価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう消費者や事業者について情報収集を行い、必要に応じて、買占め及び売惜しみを行わない等適切な行動を要請する。また、必要に応じ、町田市代表電話・消費生活センター等の市民相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。〔市民部、政策経営部、経済観光部〕

都内発生早期	○ 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
---------------	---

目的	
・ 都（市）内での感染拡大をできる限り抑える。 ・ 患者に適切な医療を提供する。 ・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。	
対策の考え方	
・ 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都（市）内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。 ・ 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 ・ 患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報や、国及び都からの情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 ・ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 ・ 都内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ・ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、ワクチンの供給及び体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。	

1 サーベイランス・情報収集

【サーベイランス】

- ・ 引き続き、新型インフルエンザ等の患者の発生を早期に発見診断し、疾患の特徴分析や患者の臨床像を把握するため、症例定義上の疑いのある患者の全数把握のためのサーベイランスを続ける。〔保健所〕
- ・ 学校、施設等における集団発生の探知を強化する。〔保健所、子ども生活部、学校教育部〕

【情報収集】

- ・ 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等発生状況等

について引き続き情報収集する。〔保健所、防災安全部〕

- ・ 学校、施設等から発生状況の情報を収集する。〔保健所、いきいき生活部、地域福祉部、子ども生活部、学校教育部〕

2 情報提供・共有

【市民への情報提供】

- ・ 患者等の発生状況、感染予防策、相談体制、受診時の注意等について最新情報を提供する。〔保健所、政策経営部〕
- ・ 市内に居住する高齢者、障がい者及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔保健所、いきいき生活部、政策経営部、文化スポーツ振興部、地域福祉部〕
- ・ 学校、学童保育クラブ、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔保健所、子ども生活部、学校教育部〕

【関係機関への情報提供】

- ・ 高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対し、各部を通じ、引き続き新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔保健所、いきいき生活部、地域福祉部〕
- ・ 医療機関及び関係機関等に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。〔保健所〕
- ・ その他関係機関に対し、的確に情報提供を行う。〔各部〕

3 住民相談

【相談対応】

- ・ 引き続き、新型インフルエンザ等相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ等専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行う。〔保健所〕
- ・ 健康相談以外の様々な問い合わせに対応するため、各部に寄せられた相談内容を共有し、相談の多い問い合わせの窓口一覧を作成するとともに、FAQ（よくある質問とその回答）により対応できるものについて、ホームページで公表するなど、必要な対策を講じる。〔政策経営部、各部〕
- ・ 新型インフルエンザ等にかかる一般的な問い合わせに関することは、引き続き、市の代表電話や各部局で対応する。〔各部〕
- ・ 市民に対し、新型インフルエンザ等に関する電話相談の設置情報等を提供する。〔保健所、政策経営部〕

4 感染拡大防止

【感染拡大防止策】

- ・ 国や都、及び関係機関と連携し、市保健所は、感染症法等に基づく患者及び濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察、有症時の対応指導）など適切な感染拡大防止策を行う。〔保健所〕
- ・
- ・ 市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染予防策を勧奨する。〔保健所、政策経営部〕
- ・
- ・ 学校は、新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒についての対応、接触者の健康管理に努めるとともに、市教育委員会や校医との連携により、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、校内の消毒等、感染拡大防止に努める。また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国の基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）についての措置を講じる。〔子ども生活部、学校教育部〕
- ・
- ・ 学童保育クラブ、幼稚園、保育施設等は、新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒についての対応、接触者の健康管理に努めるとともに、市や医師との連携により、児童・園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等、感染拡大防止に努める。また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国の基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休所についての措置を講じる。〔子ども生活部〕
- ・
- ・ 高齢者、障がい者等の社会福祉施設は、利用者及び施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を国の基本的対処方針や都の要請等に基づき実施する。〔保健所、いきいき生活部、地域福祉部〕
- ・
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者への咳エチケットの励行の呼びかけなど適切な感染対策を講じるよう要請する。〔防災安全部、都市づくり部〕
- ・
- ・ 医療機関等及び社会福祉施設内での感染対策を強化するよう要請する。〔保健所、いきいき生活部、地域福祉部、市民病院〕
- ・ 市民病院における感染対策を強化する。〔市民病院〕

【緊急事態宣言時の対応】

- ・ 国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請や学校等の施設使用制限等の情報を市民等に提供し、理解・協力を求める。〔各部〕

5 予防接種

(特定接種)

- ・ 市職員等の対象者に対して接種が必要な場合、国及び都と連携し特措法第 28 条に基づく特定接種を継続する。〔総務部〕

(住民接種) ※新臨時接種

- ・ 国の緊急事態宣言が行われていない場合には、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を継続する。〔保健所〕

(住民接種) ※臨時接種

- ・ 国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後にワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時接種を継続する。〔保健所〕

6 医療

【相談体制等】

- ・ 市保健所に設置する新型インフルエンザ等相談センターにおいて、電話により市民からの相談に応じる。また、患者の初期トリアージを行い、新型インフルエンザ等専門外来での受診を誘導する。〔保健所〕

【診療体制】

- ・ 新型インフルエンザ等と診断された場合には、病原性が低いことが判明しない限り、原則として感染症法に基づき、入院勧告を行い、感染症指定医療機関等に移送する。〔保健所〕
- ・ なお、患者数が増加してきた段階では、検査の対象や、医療提供体制が変更されることに留意し、情報を医療機関に随時提供する。〔保健所〕

【抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等】

- ・ 国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等濃厚接触者及び不慮の新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた市の防疫職員など、十分な感染予防の備えがなく患者等に接した者に、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。〔保健所〕

【緊急事態宣言時の対応】

- ・ 国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が状況を考慮し、臨時の医療施設を開設することとなる。市は、都と連携し、市内の医療機関及び関係機関等との連絡調整や医療従事者の確保等の調整を行う。〔保健所〕

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

【要配慮者への生活支援】

- ・ 都内感染期における在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその対応を引続き準備する。〔市民部、保健所、いきいき生活部、地域福祉部〕

【埋火葬、遺体管理】

- ・ 火葬場の事業者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。〔環境資源部〕
- ・ 遺体安置所の設置及び運用準備をする。〔市民部、都市づくり部〕

【市役所機能の維持】

- ・ 下水道事業を継続して行う。〔下水道部〕
- ・ ごみ処理事業を継続して行う。〔環境資源部〕

【緊急事態宣言時の対応】

- ・ 国の緊急事態宣言が行われた場合には、生活上必要な食料品・生活必需品等について、価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう消費者や事業者について情報収集を行い、必要に応じて、買占め及び売惜しみを行わない等適切な行動を要請する。また、必要に応じ、市代表電話・消費生活センター等の市民相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。〔市民部、政策経営部、経済観光部〕

都内感染期	○ 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
-------	---------------------------------------

目的	
・ 医療体制を維持する。 ・ 健康被害を最小限に抑える。 ・ 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。	
対策の考え方	
・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。 ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。 ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 ・ 医療体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 ・ 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ・ 住民接種については、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、国が実施する方針を決定した場合、住民接種については、ワクチンの供給及び体制が整い次第速やかに実施する。 ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。	
<保健医療に関する対策の細分類> 都内感染期における対策の目的は、流行のピークをできるだけ低くし、新型インフルエンザ等患者の健康被害を最小限に抑えるとともに、医療をはじめとした社会システム全体の破綻を回避することである。入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。 このため、都内感染期においては、都と連動した対策がとれるよう、都に準じ、通常の体制で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常の院内体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3つに細分類し、記載する。	

1 サーベイランス・情報収集

【サーベイランス】

- ・ 都内発生早期までに実施していた東京感染症アラートによる全数調査及び、クラスターサーベイランスに伴うウイルス検査を、国及び都の方針の変更に基づき終了する。〔保健所〕
- ・ 国や都の方針に基づき、入院患者の把握や重症者の情報を収集するサーベイランスに切替える。〔保健所〕

【情報収集】

- ・ 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内等での新型インフルエンザ等発生状況や市内の受診状況及び医療提供状況等について引き続き情報収集する。〔保健所、防災安全部〕
- ・ 学校、施設等から引き続き発生状況の情報を収集する。〔保健所、地域福祉部、子ども生活部、学校教育部〕

2 情報提供・共有

【市民への情報提供】

- ・ 新型インフルエンザ等の基本的知識、発生状況、感染予防策など最新情報を市民に情報提供し、パニック等の防止を図る。また、都内及び市内の流行状況に応じた医療体制及び受診方法の周知を図る。〔保健所、政策経営部〕
- ・ 市内に居住する高齢者、障がい者及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔保健所、いきいき生活部、政策経営部、文化スポーツ振興部、地域福祉部〕
- ・ 学校、学童保育クラブ、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔保健所、子ども生活部、学校教育部〕

【関係機関への情報提供】

- ・ 医療機関及び関係機関等に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業や診療継続を要請する。都と連携して患者の発生状況や感染予防策、検査や治療に関する最新情報等について情報提供する。〔保健所〕

3 住民相談

【相談対応】

- ・ 新型インフルエンザ等にかかる一般的な問い合わせに関することは、引き続き、市の代表電話や各部局で対応する。〔各部〕

- ・ 新型インフルエンザ等相談センターは、新型インフルエンザ等専門外来の設置を終了した後も、引き続き、保健医療に関する相談に応じる。〔保健所、各部〕
- ・ 市民に対し、新型インフルエンザ等に関する電話相談の設置情報等を提供する。〔保健所、政策経営部〕

4 感染拡大防止

【体制の変更】

- ・ 国及び都の方針に基づき、都内感染期となった場合には、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。また、国及び都と連携し、医療機関に対し、り患した患者の治療を優先するため、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう周知する。〔保健所〕

【感染拡大防止策】

- ・ 市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染予防策を勧奨する。〔保健所、政策経営部〕
- ・ 学校は、新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒についての対応、接触者の健康管理に努めるとともに、市教育委員会や校医との連携により、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、校内の消毒等、感染拡大防止を徹底する。また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国の基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）についての措置を講じる。〔子ども生活部、学校教育部〕
- ・ 学童保育クラブ、幼稚園、保育施設等は、新型インフルエンザ等の疑われる児童・園児についての対応、接触者の健康管理に努めるとともに、市や医師との連携により、児童・園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等、感染拡大防止に努める。また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国の基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休所についての措置を講じる。〔子ども生活部〕
- ・ 高齢者、障がい者等の社会福祉施設は、利用者及び施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を国の基本的対処方針や都の要請等に基づき実施する。〔保健所、いきいき生活部、地域福祉部〕
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者への咳エチケットの励行の呼びかけなど適切な感染対策を講じるよう要請する。〔防災安全部、都市づくり部〕
- ・ 医療機関等及び社会福祉施設内での感染対策を強化するよう要請する。〔保健所、いきいき生活部、地域福祉部、市民病院〕

- ・ 市民病院における感染対策を強化する。〔市民病院〕

【緊急事態宣言時の対応】

- ・ 国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請や学校等の施設使用制限等の情報を市民等に提供し、理解・協力を求める。〔各部〕

5 予防接種

（特定接種）

- ・ 市職員等の対象者に対して接種が必要な場合、国及び都と連携し特措法第 28 条に基づく特定接種を継続する。〔総務部〕

（住民接種）※新臨時接種

- ・ 国の緊急事態宣言が行われていない場合には、有効なワクチンの開発後は、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を継続する。〔保健所〕

（住民接種）※臨時接種

- ・ 国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後にワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時接種を継続する。〔保健所〕

6 医療

感染症診療協力医療機関等において実施してきた体制から、新型インフルエンザ等相談センターを介さずに、直接、内科や小児科など季節性のインフルエンザの診療を行う全ての医療機関が一般医療として診療を行い、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、全ての一般入院医療機関が受け入れる体制への移行を促す。

<第一ステージ（通常の院内体制）>

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応し、かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、医療機関に周知する。〔保健所〕
- ・ 一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受入れを行い、とりわけ感染症入院医療機関は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受け入れるよう、医療機関に周知する。〔保健所〕

- ・重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、市民に対し、外来診療については、かかりつけ医への受診を促すなど協力を要請する。〔保健所〕
- ・抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努める。〔保健所〕

＜第二ステージ（院内体制の強化）＞

- ・入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入れが困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう都が要請した場合は、医療機関に周知し、市内の入院受入体制の強化を図る。〔保健所〕
- ・医師会や薬剤師会に対し、あらかじめ整備している医療体制等に基づき、市内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう協力を依頼する。〔保健所〕

＜第三ステージ（緊急体制）＞

- ・都の要請に応じ、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機関に周知する。〔保健所〕
- ・引き続き、医師会、薬剤師会に対し、市内の重症患者受入可能医療機関に対する支援を行うよう依頼する。〔保健所〕

【緊急事態宣言時の対応】

- ・国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が状況を考慮し、臨時の医療施設を開設することとなる。市は、都と連携し、市内の医療機関及び関係機関等との連絡調整や医療従事者の確保等の調整を行う。〔保健所〕

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

【要配慮者への生活支援】

- ・在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応を行う。〔保健所、いきいき生活部、地域福祉部〕
- ・要配慮者への支援について、関係団体や地域団体、ボランティア、事業者等に協力を依頼する。〔市民部、保健所、いきいき生活部、地域福祉部〕
- ・食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、支援を必要とする要配慮者世帯に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。〔防災安全部、いきいき生活部、地域福祉部、経済観光部〕
- ・国及び都と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関へ

の搬送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。〔保健所、いきいき生活部、地域福祉部〕

【遺体に対する適切な対応】

- ・火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働するよう要請する。〔環境資源部〕
- ・火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体安置所の設置、運用を行う。〔市民部、都市づくり部〕
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、厚生労働大臣は、地域や期間を定めて「墓地、埋葬等に関する法律」（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定める。公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。〔市民部、環境資源部〕

【ごみの排出抑制】

- ・通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備え、市民や事業者にごみの減量化を求める要請を行う。〔政策経営部、環境資源部〕

【市役所機能の維持】

- ・下水道事業を継続して行う。〔下水道部〕
- ・ごみ処理事業を継続して行う。〔環境資源部〕
- ・複数の職員が感染により業務に就くことが困難になった場合には、応援体制を組み、事業を継続する。また、新型インフルエンザ等対策のため応援を要する部署に対して、応援体制を組む。〔各部〕
- ・事業の一時休止を検討・実施する。〔各部〕
- ・貸し出し施設の一時休止を検討・実施する。〔各部〕
- ・職員、職場の感染予防策の徹底を行う。〔各部〕

【事業継続の要請】

- ・その他関係機関に対し、的確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業継続について要請する。〔各部〕

【緊急事態宣言時の対応】

- ・国の緊急事態宣言が行われた場合には、生活上必要な食料品・生活必需品等について、価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう消費者や事業者について情報収集を行い、必要に応じて、買占め及び売惜しみを行わない等適切な行動を要請する。また、必要に応じ、市代表電話・消費生活センター等の市民相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。〔市民部、政策経営部、経済観光部〕

小康期	○ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ○ 大流行は一旦終息している状況
-----	---

目的
・ 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
主な対策
・ 新型インフルエンザ等は、一旦終息しても繰り返し発生する可能性があるため、新型インフルエンザ等の第二波の流行に備え、第一波に関する対策の評価を行うとともに、マスク、個人防護具などの調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 サーベイランス・情報収集

【サーベイランス】

- ・ 新型インフルエンザ等の再流行等に注意し、平常時に通年で実施しているインフルエンザサーベイランスを継続する。〔保健所〕
- ・ 再流行を早期に探知するため、医療機関の協力のもと、症候群サーベイランスを活用し、学校、施設等での新型インフルエンザ等の集団発生を探知・把握する。〔保健所〕

【情報収集】

- ・ 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等発生状況等について引き続き情報収集する。〔保健所、防災安全部〕

2 情報提供・共有

【市民への情報提供】

- ・ 流行の第二波に備え、新型インフルエンザ等に関する情報について、随時市民に提供するとともに、感染予防策の継続等と呼びかける。〔保健所、政策経営部〕
- ・ 市内に居住する高齢者、障がい者及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔保健所、いきいき生活部、政策経営部、文化スポーツ振興部、地域福祉部〕
- ・ 学校、学童保育クラブ、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する

る情報提供を行う。〔保健所、子ども生活部、学校教育部〕

【関係機関への情報提供】

- ・ 医療機関及び関係機関等に対し、患者発生状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、「小康期」への移行を図る。また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、各機関等の現状を把握する。〔保健所〕

3 住民相談

【新型インフルエンザ等への相談体制の縮小・廃止】

- ・ 新型インフルエンザ等相談センターについては、都と連携しながら、相談件数の減少に伴い、規模の縮小・廃止について検討・実施する。〔保健所〕
- ・ 市の代表電話や各部においても、相談件数の減少に合わせ、拡充体制の縮小・廃止を検討・実施する。〔保健所、各部〕

4 感染拡大防止

【感染拡大防止策】

- ・ 流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行に備えて、感染拡大防止策の見直しを図り、必要な体制を整備する。国の基本的対処指針の変更に基つき、必要な感染症法の防疫措置を実施する。〔保健所、防災安全部、各部〕

【緊急事態解除宣言時の対応】

- ・ 国の緊急事態解除宣言が行われた場合には、都が実施する、不要不急の外出自粛要請解除や学校等の施設使用制限解除等の情報を市民等に提供する。〔各部〕

5 予防接種

【新型インフルエンザ等ワクチン】

（住民接種）※新臨時接種

- ・ 流行の第二波に備え、国の緊急事態宣言が行われていない場合には、有効なワクチンの開発後は、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位に従い、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。〔保健所〕

（住民接種）※臨時接種

- ・ 国の緊急事態宣言が行われている場合には、流行の第二波に備え、必要に応じ、

国が決定した接種順位等に従い、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時接種を進める。〔保健所〕

6 医療

【情報提供等】

- ・ 医療機関に対して平常時の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼びかける。〔保健所〕
- ・ 流行の第二波に備えた医療用資器材等の使用状況確認・準備を呼びかける。〔保健所〕

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

【要配慮者への生活支援】

- ・ 状況に応じ、平常時の体制に移行する。〔保健所、いきいき生活部、地域福祉部〕

【遺体に対する適切な対応】

- ・ 遺体安置所は、死亡者数の状況を踏まえて、順次閉鎖する。〔市民部、都市づくり部〕

【対策の縮小・中止等】

- ・ 国、都道府県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等対策を縮小・中止する。〔各部〕

【市役所機能の回復】

- ・ 状況に応じ、平常時の体制に移行する。第二波に備えて事業継続計画（BCP）の検証や改定を行う。〔各部〕

【用 語 解 説】

1 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

2 インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となるウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/ソ連型（H1N1）、A/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）

3 パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

4 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

5 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ

（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

6 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現

7 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数

8 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染予防策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

9 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合

10 サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

11 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤（タミフル、リレンザなど）。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

12 指定行政機関

内閣府設置法等に規定される機関で、新型インフルエンザ等対策特別措置法

施行令で定める機関。内閣府や厚生労働省などが規定されている。

1 3 指定公共機関

特措法第 2 条第 6 項「独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。」

1 4 指定地方公共機関

特措法第 2 条第 7 項「都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のものであらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。」

1 5 登録事業者

特措法第 28 条第 1 項第 1 号「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものをいう。」

1 6 感染症指定医療機関（国）

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと

＊ 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

＊ 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

＊ 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

1 7 感染症診療協力医療機関（都）

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関（必要に応じて 1～2 日間程度の入院扱いを含む。）。新型インフルエンザ等の海外発生時には、都の要請に基づき、新型インフルエンザ等専門外来（政府行動計画における「帰国者・接触者外来」に該当）を設

置する。

1 8 感染症入院医療機関（都）

都内感染期に新型インフルエンザ等による入院患者を積極的に受け入れるために、都があらかじめ登録した医療機関。感染症入院医療機関では病床・病棟等の利用計画、感染拡大防止策、診療継続計画（BCP）等を定めている。

1 9 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

2 0 プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在はH5N1 亜型を用いて製造）

2 1 パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

2 2 個人防護具(Personal Protective Equipment： P P E)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

2 3 症候群サーベイランス

新興・再興感染症の流行、特に未知あるいは稀な感染症に対する「早期探知」を迅速に行うことを目的として「症状」（発熱、呼吸器症状、嘔吐、下痢、発しんなど）の情報をさまざまな情報源から収集するサーベイランス

2 4 東京感染症アラート

都では、鳥インフルエンザ等の疑いのある患者が都内医療機関を受診した場

合、都内の保健所と協力し、24時間体制で、迅速な検査と精密な検査を組み合わせた検査を行っている。

2 5 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

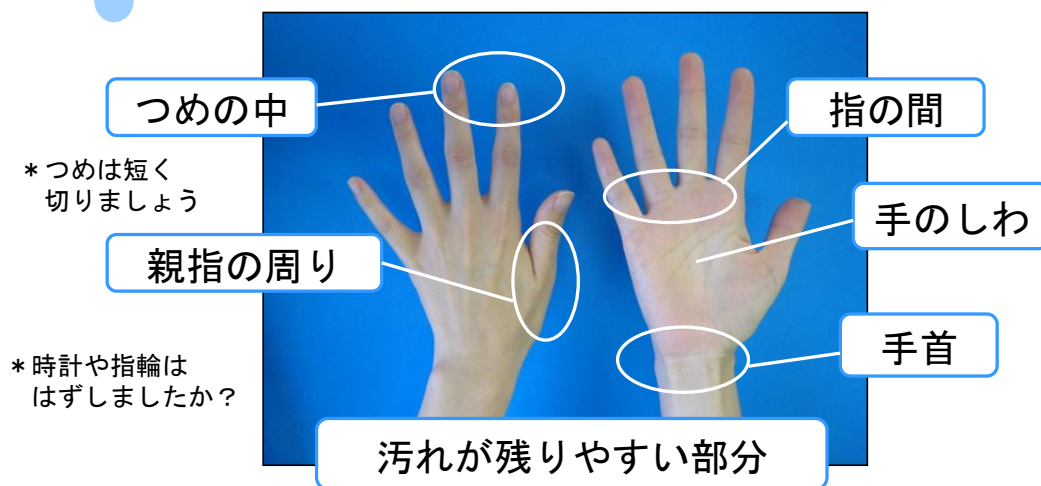
2 6 トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること

2 7 クラスターサーベイランス

インフルエンザ様疾患発生報告及び感染症等集団発生時報告の報告時に、集団内の一部のインフルエンザ様疾患患者のウイルス検査を実施し、集団発生のウイルスにおける型を調べるサーベイランス。このウイルス検査を伴うクラスターサーベイランスは、定点医療機関当たり患者報告数 1.0 人（週）を超えるまで継続する。

手を洗いましょう！



①手のひらをよくこする



②手のこうをのばしてこする



③指先とつめの間を念入りにこする



④指の間を洗う



⑤親指の周りはねじるように洗う



⑥手首も忘れずに

町田市保健所

せっけんは
しっかり
洗い流しましょう